

『山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領』新旧対照表（R5.4.1～）

新	旧
<p style="text-align: center;">山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領</p> <p style="text-align: right;">平成27年6月23日 制定 <u>令和5年4月1日 最終改正</u></p> <p>1～6 （省略）</p> <p>7 調査方法</p> <p>(1) 入札執行機関の長は、入札終了後、調査対象者がいる場合は、すべての調査対象者に対して調査を行う旨を連絡するとともに、当該連絡を行った日の翌日から起算して3日以内(土、日、祝日を除く。)に、調査の実施に必要な6に掲げる資料及び添付資料(以下「資料等」という。)のすべてを提出するよう求めるものとする。資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。 ただし、資料等及び事情聴取の内容により、入札執行機関の長が必要と認め、調査対象者に教示を行ったときは、この限りでない。 なお、教示を踏まえた資料等の再提出等に係る提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で入札執行機関の長が適切に設定するものとする。</p> <p>(2) 入札執行機関の長は、<u>(1)の調査対象者のうち、入札価格の低い者(総合評価競争入札方式によるものについては、評価値※の高い者。)</u>から順に事情聴取を行い、すべての審査項目について審査する。</p> <p><u>※ 評価値とは、技術提案資料に記載された技術的能力等及び実施方法等の条件について、設計図書で定めるところにより、求められた技術評価点に、入札書に記載された金額等から求められた価格評価点を加えた値をいう。</u></p> <p>(3) 入札執行機関の長は、(2)の審査により落札となる候補者(以下「落札候補者」という。)が決定した時点で、以後の業者の調査は行わず、調査を一旦終了する。</p> <p>(4) 調査対象者が提出期限までに資料等の提出を行わない場合、提出資料に不備がある場合、(2)の事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合は、入札を無効とするものとする。</p> <p>8～11 （省略）</p> <p>附 則 この要領は、平成27年7月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>附 則 この要領は、令和4年7月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。</p> <p><u>附 則 この要領は、令和5年4月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領</p> <p style="text-align: right;">平成27年6月23日制定 最終改正 令和4年7月1日改正</p> <p>1～6 （省略）</p> <p>7 調査方法</p> <p>(1) 入札執行機関の長は、入札終了後、調査対象者がいる場合は、すべての調査対象者に対して調査を行う旨を連絡するとともに、当該連絡を行った日の翌日から起算して3日以内(土、日、祝日を除く。)に、調査の実施に必要な6に掲げる資料及び添付資料(以下「資料等」という。)のすべてを提出するよう求めるものとする。資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。 ただし、資料等及び事情聴取の内容により、入札執行機関の長が必要と認め、調査対象者に教示を行ったときは、この限りでない。 なお、教示を踏まえた資料等の再提出等に係る提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で入札執行機関の長が適切に設定するものとする。</p> <p>(2) 入札執行機関の長は、入札価格の低い者から順に事情聴取を行い、すべての審査項目について審査する。</p> <p>(3) 入札執行機関の長は、(2)の審査により落札となる候補者(以下「落札候補者」という。)が決定した時点で、以後の業者の調査は行わず、調査を一旦終了する。</p> <p>(4) 調査対象者が提出期限までに資料等の提出を行わない場合、提出資料に不備がある場合、(2)の事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合は、入札を無効とするものとする。</p> <p>8～11 （省略）</p> <p>附 則 この要領は、平成27年7月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>附 則 この要領は、令和4年7月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。</p>